

## 国立大学法人鹿屋体育大学の保有個人情報開示の実施方法及び手数料に関する要項

〔平成17年 3月22日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成27年12月25日

### (趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）並びに国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則（平成17年規則第2号。以下「規則」という。）第15条第1項及び第2項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示の実施方法等に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において「文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この要項において、「保有個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定するものをいう。

3 この要項において、「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するものをいう。

### (保有個人情報の開示の実施の方法)

第3条 保有個人情報の記録されている文書又は図面の閲覧方法は、「国立大学法人鹿屋体育大学の情報開示の実施方法及び手数料に関する要項」（以下「要項」という。）第3条第1項を準用する。

2 保有個人情報の記録されている文書又は図面の写しの交付の方法は、要項第3条第2項を準用する。

3 保有個人情報の記録されている電磁的記録の開示の実施方法は、要項第3条第3項を準用する。

4 保有個人情報の記録されている映画フィルムの開示の実施方法は、要項第3条第4項を準用する。

5 保有個人情報の記録されているスライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施方法は、要項第3条第5項を準用する。

### (手数料の額等)

第4条 個人情報保護法第26条第1項及び規則第18条第2項に定める開示手数料の額は、保有個人情報の開示請求1件につき300円とする。ただし、開示する個人情報が特定個人情報であり、かつ経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、鹿屋体育大学入試情報の開示に関する基準第6条第2項に定める保有個人情報の開示請求手数料については徴収しない。

- 3 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録された保有個人情報について、前項の適用については、当該複数の保有個人情報を1件の保有個人情報と見なす。
- (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書に記録されている保有個人情報
  - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報
- 4 開示請求手数料は、現金又は本学が指定する銀行口座及び郵便局口座への振込みで納付しなければならない。
- 5 保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、個人情報が記録されている法人文書の写しの写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この裁定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平27.12.25）

この裁定は、平成27年12月25日から施行する。